

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 古川 拓哉

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)
地域名 (地域内農業集落名)	高津地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者は70歳以上の人数も多いが、農用地区域もあるため比較的耕作を続ける人が多い。また、所有者が貸借や売買の契約をする意向がなく、保全管理をしているだけの土地が多少ある。近年、高津地区で経営を開始した認定農業者もおり、今後においても規模拡大の見込みがあるものの、土地の貸借がうまく進まない等の問題がある。また、権利設定をしても草の管理に手が回っておらず、近隣から苦情がでている場合もあるため、行政・地域で指導を行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高津地区の経営品目のメインは水稲と里芋であるが、施設栽培のトマトや、いちごもある。当地区においては、法人化した経営体があり、ここ数年で里芋で経営規模を拡大している。今後も積極的に規模拡大予定であり、受け手のいない農地を担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の状況を維持しつつ、担い手がいなくなった農地については、地域の農業者と認定農業者が担っていく。新たな担い手の確保も必要であるため、担い手が借り受け可能な農地が明確になるよう、保全管理を続けている所有者の貸付意向を確認し、制度の周知を行うことが必要である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で大区画化等の大規模整備の要望はない。老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高津地区も農家の減少、高齢化等が進んでいるため、受け手のいない農地については、認定農業者等の担い手へ確実に繋いでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--